

三重県スキー連盟名誉役員規程

平成 9 年 1 1 月 1 6 日

規程制定

平成 1 0 年 6 月 1 0 日

施 行

(目 的)

第 1 条 この規程は、スキー界の発展に長年にわたり功績があり、本連盟の隆盛に貢献された役員を名誉役員に推挙し、顕彰することを目的とする。

(区 分)

第 2 条 名誉役員として、次の称号を贈る。

- (1) 名誉会長 会長職にあつて多大の功績を残した人。
- (2) 名誉顧問 本連盟役員として多大の功績を残した人。
- (3) 名誉理事 専門部委員、または本連盟所属会員として多大の功績を残した人。

(委 嘱)

第 3 条 名誉役員の推挙は、理事会または加盟団体が行い、理事会が決議し評議員会が承認する。

2 名誉役員の委嘱は、本連盟会長が行う。

(役 割)

第 4 条 名誉役員は本連盟の相談役とし、理事会の要請があればその諮問に応じる。

2 名誉役員は本連盟良識の志とし、必要な意見を述べる事が出来る。

(権 利)

第 5 条 名誉役員は、本連盟の公式行事に参加することができる。